

労働者、事業主のみなさまへ

職場のトラブル解決 サポートします

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づく

3つの制度のご案内



解雇 雇止め 賃下げ いじめ など

簡易・迅速・無料・秘密厳守の解決援助サービス

いつでも気軽に
総合労働相談コーナーをご利用ください

「総合労働相談コーナー」の所在地は厚生労働省ホームページにてご案内しています

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>



トップページ上端の紺色の帯 ▶ お問い合わせ窓口 ▶ 「総合労働相談コーナーへ」とお進みください

職場でのトラブルでお困りのみなさまへ

人事労務管理の個別化や雇用形態の変化などに伴い、労働関係についての個々の労働者と事業主との間の紛争(以下「個別労働紛争」といいます。)が増加しています。

紛争の最終的解決手段としては裁判制度がありますが、これには長い時間と多くの費用がかかってしまいます。

こうした個別労働紛争の未然防止と、職場慣行を踏まえた円満・迅速な解決を図ることを目的として、都道府県労働局では「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、以下の解決援助サービスを行っています。利用は無料です。

職場のトラブルでお困りのときは、ぜひご利用ください。

▶ 総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談

▶ 都道府県労働局長による助言・指導

▶ 紛争調整委員会によるあっせん

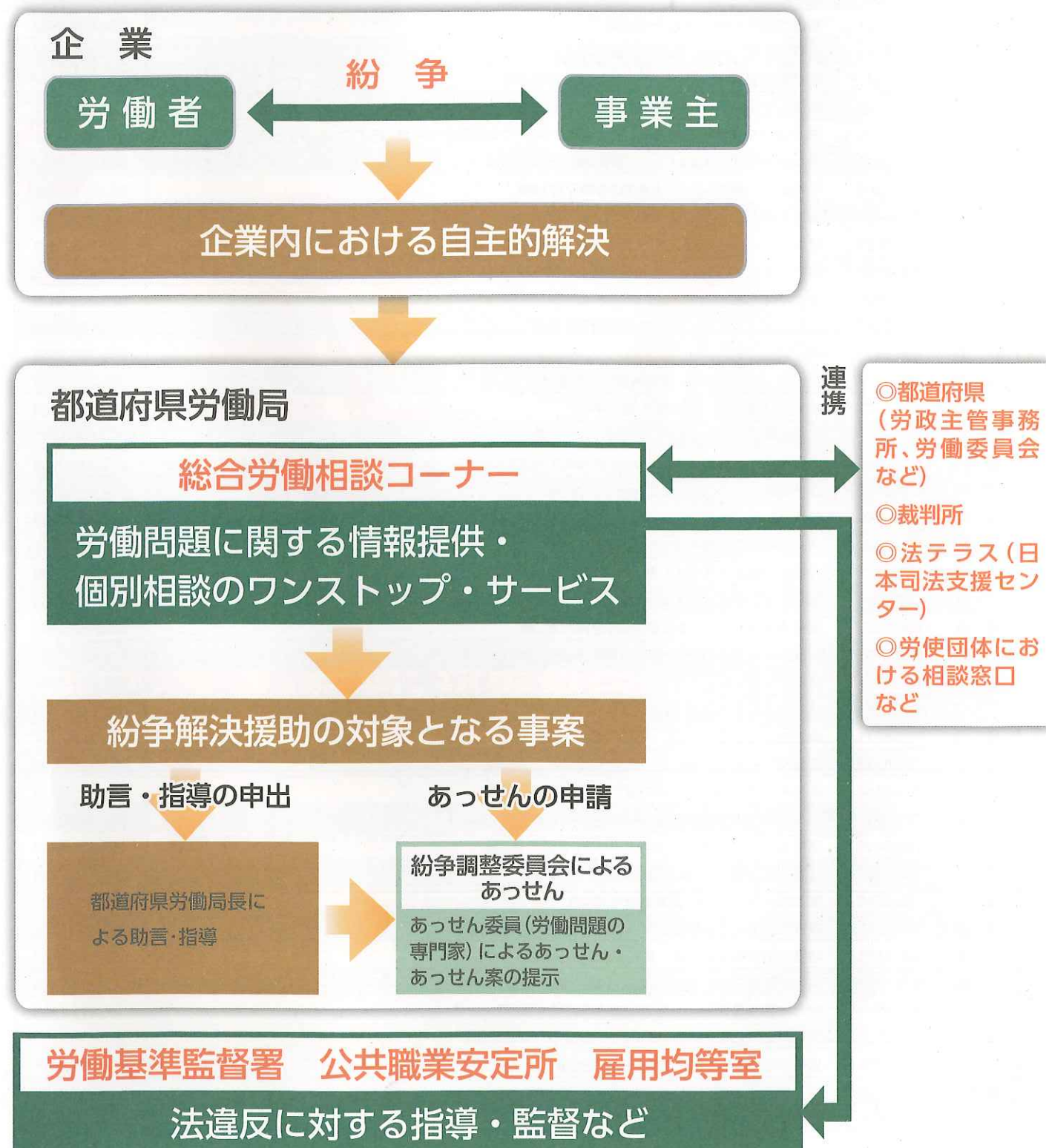
目次

1. 個別労働紛争解決システムの概要…………… 1
2. 総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談…………… 2
3. 都道府県労働局長による助言・指導…………… 2
4. 紛争調整委員会によるあっせん…………… 3
5. 都道府県労働局内
総合労働相談コーナー 所在地一覧…………… 4

職場でのトラブル解決を無料でサポートする制度があります

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づいて、次の3つの制度が用意されています。個々の労働者と事業主との間のトラブル(個別労働紛争)でお困りのときは、ぜひこれらの制度をご利用ください。

1 個別労働紛争解決システムの概要



2 総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談

個別労働紛争の中には、単に法令や判例を知らなかったり、誤解に基づいて発生したものが多くみられます。こういった場合は、労働問題に関する情報を入手したり専門家に相談をすることで、紛争に発展することを未然に防止、または紛争を早期に解決することができます。

このため、各都道府県労働局の総務部企画室、全国の労働基準監督署などに「総合労働相談コーナー」を設置し、総合労働相談員を配置しています。

総合労働相談コーナーでは、解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げといった労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働問題に関するあらゆる分野について、労働者、事業主どちらからの相談でも、専門の相談員が、面談あるいは電話でお受けしています。

3 都道府県労働局長による助言・指導

「都道府県労働局長による助言・指導」は、民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対し、その紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。

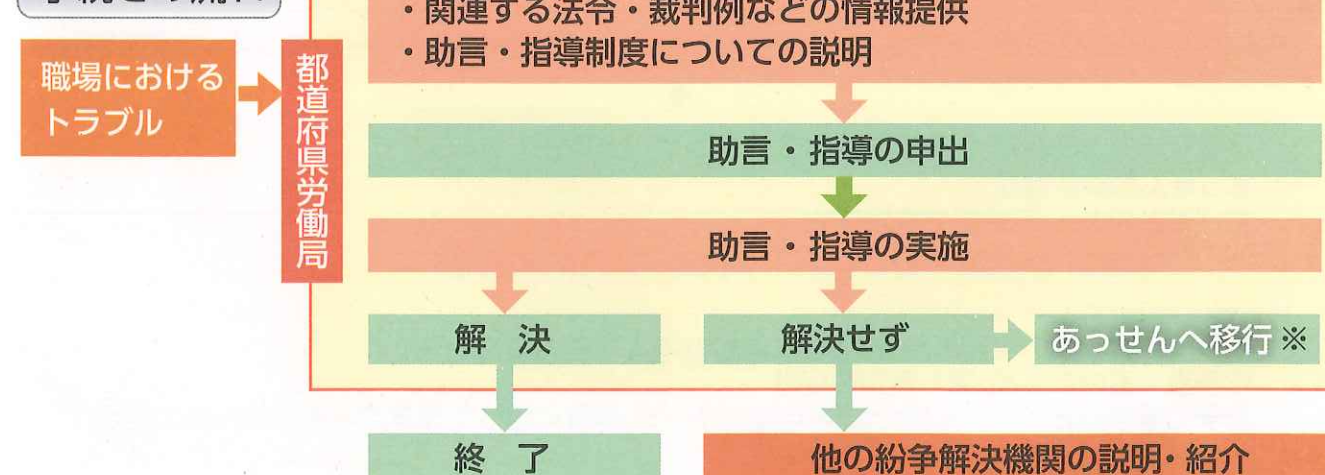
法違反の是正を図るために行われる行政指導とは異なり、あくまで紛争当事者に対して話し合いによる解決を促すものであって、なんらかの措置を強制するものではありません。

対象となる紛争の範囲は、労働条件その他労働関係に関する事項についての個別労働紛争です。

具体的には…

- ① 解雇、雇止め、配置転換・出向、昇進・昇格、労働条件の不利益変更などの労働条件に関する紛争
- ② いじめ・嫌がらせなどの職場環境に関する紛争
- ③ 会社分割による労働契約の承継、同業他社への就業禁止などの労働契約に関する紛争
- ④ 募集・採用に関する紛争
- ⑤ その他、退職に伴う研修費用の返還、営業車など会社の所有物の破損についての損害賠償をめぐる紛争 など

手続きの流れ



※助言・指導を行うも紛争の解決に至らなかった場合、他の解決手段としてあっせん手続きや他の機関の制度を利用することが可能ですが、あっせん申請するにあたって、必ずしも、その前段階の手続きとして助言・指導の手続きが必要となるわけではありません。

4 紛争調整委員会によるあっせん

▶ あっせんとは

紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度です。

紛争当事者の間に公平・中立な第三者として労働問題の専門家が入り、双方の主張の要点を確かめ、双方から求められた場合には、両者に対して、事案に応じた具体的なあっせん案を提示します。

▶ 紛争調整委員会とは

弁護士、大学教授、社会保険労務士などの労働問題の専門家により組織された委員会であり、都道府県労働局ごとに設置されています。この紛争調整委員会の委員の中から指名されるあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。

▶ 紛争調整委員会によるあっせんの特徴

- ①対象となる紛争……………労働条件その他労働関係に関する事項についての個別労働紛争が対象となります。(募集・採用に関するものは対象となりません。)
- ②手続きが迅速・簡便……………長い時間と多くの費用を要する裁判に比べ、手続きが迅速かつ簡便です。
- ③専門家が担当……………弁護士、大学教授、社会保険労務士などの労働問題の専門家である紛争調整委員会の委員が担当します。
- ④利用は無料……………あっせんを受けるのに費用は一切かかりません。
- ⑤合意の効力……………紛争当事者間であっせん案に合意した場合には、受諾されたあっせん案は民法上の和解契約の効力をもつことになります。
- ⑥非公開(秘密厳守)……………あっせんの手続きは非公開であり、紛争当事者のプライバシーは保護されます。
- ⑦不利益取扱いの禁止……………労働者があっせんの申請をしたことを理由に、事業主がその労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをすることは法律で禁止されています。

手続きの流れ

➔ あっせんの申請

都道府県労働局総務部企画室(所在地一覧参照)、最寄りの総合労働相談コーナーに、あっせん申請書を提出



- ① 都道府県労働局長が、紛争調整委員会へあっせんに委任
- ② あっせんの開始通知
あっせん参加・不参加の意思確認
- ③ あっせん期日(あっせんが行われる日)の決定、あっせんの実施

あっせん委員が

- ・紛争当事者双方の主張の確認、必要に応じ参考人からの事情聴取
 - ・紛争当事者間の調整、話し合いの促進
 - ・紛争当事者双方が求めた場合には両者に対して、事案に応じた具体的なあっせん案の提示
- などを行います。



合意の成立などにより
紛争の迅速な解決



合意できない場合、打ち切り



他の紛争解決機関の
説明・紹介

都道府県労働局内 総合労働相談コーナー 一覧

(平成27年10月1日現在)

労働局	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎9階	011-707-2700
青森	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎8階 (平成27年10月31日、同所6階へ移転予定)	017-734-4212
岩手	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階	019-604-3002
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022-299-8834
秋田	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4階	018-883-4254
山形	990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階	023-624-8226
福島	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎	024-536-4600
茨城	310-8511	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎4階	029-224-6212
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028-634-9112
群馬	371-8567	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎9階	027-896-4733
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル ランド・アクシス・タワー16階	048-600-6262
千葉	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043-221-2303
東京	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階	03-3512-1608
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階	045-211-7358
新潟	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館3階	025-288-3501
富山	930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎1階	076-432-2728
石川	920-0024	金沢市西念3-4-1	076-265-4432
福井	910-8559	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎14階	0776-22-3363
山梨	400-8577	甲府市丸の内1-1-11	055-225-2851
長野	380-8572	長野市中御所1-22-1 長野労働総合庁舎 4階	026-223-0551
岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎4階	058-245-8124
静岡	420-8639	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎3階	054-252-1212
愛知	460-8507	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館2階 (平成27年10月13日、同所3階へ移転予定)	052-972-0266
三重	514-8524	津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎3階	059-226-2110
滋賀	520-0057	大津市御幸町6-6	077-522-6648
京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3221
大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階	06-6949-6050
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15階	078-367-0850
奈良	630-8570	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎2階	0742-32-0202
和歌山	640-8581	和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎3階	073-488-1020
鳥取	680-8522	鳥取市富安2-89-9	0857-22-7000
島根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階	0852-20-7009
岡山	700-8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階	086-225-2017
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階	082-221-9296
山口	753-8510	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館6階	083-995-0398
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4階	088-652-9142
香川	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎3階	087-811-8916
愛媛	790-8538	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6階	089-935-5208
高知	780-8548	高知市南金田1-39 労働総合庁舎4階	088-885-6027
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館5階	092-411-4764
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎3階	0952-32-7167
長崎	850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル3階	095-801-0023
熊本	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階	096-211-1706
大分	870-0037	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル3階	097-536-0110
宮崎	880-0805	宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎2階	0985-38-8821
鹿児島	892-8535	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階	099-223-8239
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎3階	098-868-6060

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷物の根へ
リサイクルできます。